法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

会計方法の選択における＜意味づけ＞の役割：土地再評価を例にして

NAGANO, Norio / 永野, 則雄

(出版者 / Publisher)
法政大学経営学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
The Hosei journal of business / 経営志林
(巻 / Volume)
40
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
13
(発行年 / Year)
2003-04-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003511

Hosei University Repository

〔論　文〕

会計方法の選択における〈意味づけ〉の役割
── 土地再評価を例にして ──

永　野　則　雄

目　次

1　はじめに
2　〈意味づけ〉の意義
3　土地再評価法の成立
4　ルール設定者による意味づけ
5　ルール利用者による意味づけ
6　おわりに

1　はじめに

我々の日常の行為は，多かれ少なかれ，その行為がどのような意味をもつかを理解した上で行っている。日常当たり前のごとく行っているルーチンな行為であれば，その意味をあらためて詮索する必要もない。しかし，これまでの行為を見直したり，新たな行為を行うときには，その行為にどのような意味があるかを考えるものである。これが意味づけである。

経営においても日々の行為の意味を考えることが必要である。妹尾は次のように述べて，経営における意味づけの重要性を力説している。

> モノや活動に「意味」をつけるのは我々人間である。
>
> たとえば「営業」とは何か？。商品の販売か，市場シェアの拡大か，市場ニーズの把握か，それとも顧客との関係の構築か。では「採用活動」とは何か？。人材の補充か，中高年社員への刺激か，企業イメージのPRか，人材資源のメンテナンスか，それとも取引先への貸しづくりか。……すべての事象は人により多種多様な意味を持つ。経営において重要なのは「どれが正しいか」ではなく，「今の状況下では何が適切か」を的確に判断し，様々な意味に濃淡をつけることである。それには，経営に関わる様々な「主体」の意味づけを出し合い，それらを基に皆が同居できるようなもっとも相応しい意義や意味を紡ぎ出すプロセスが必要である[1]。

新しい経営手法を企業に取り入れようとするとき，その手法が「正しいか」ではなく，その企業にとって「今の状況下で適切か」が問われよう。その手法が企業の今の状況下でどのような意味があるのか，その意味づけのプロセスが重要となる。したがって，優れた経営手法であると喧伝されているものであっても適切な意味づけが行われなければ，企業にとっては有効な手法とはならないであろう。また，企業が行う意味づけのプロセスにおいて，そうした経営手法の内容が多少なりとも変容することにもなる。そうした意味で妹尾は経営における意味づけの意義を力説しているものと思われる。

会計方法の選択も社会的な行為である。会計方法の適用が強制によるものでないかぎり，企業は会計方法の選択にあたって選択肢となる会計方法を主体的に意味づけるものと考えられる。つまり，特定の会計方法の選択が企業の今の状況下においてどのような意味をもつのか，会計方法の意味づけが行われる。ここでの意味づけとは，特定の会計方法に特定の状況下でどのような価値があるのか，その評価であるといえよう。あるいは，特定の会計方法を選択する動機づけとなるような理由づけであるともいえよう。

会計方法の選択だけでなく，企業に会計方法を与える会計ルールの設定も社会的な選択である。この選択においても意味づけが行われると考えられる。本稿では土地再評価を例として取り上げて，会計ルールの設定とその利用という2つの選択において意味づけが果たした役割を考察する。

以下では，本稿の重要な概念である〈意味づけ〉

Hosei University Repository

の意義を説明し，そして土地再評価法が制定されるまでの動きを概観した後に，会計ルール設定者による意味づけと会計ルール利用者による意味づけとに分けて考察する。

2　〈意味づけ〉の意義

〈意味〉の意味を知ろうとすれば，言語学や言語論に多くの説明を見出すことができる。本稿においても，デノテーション（表示義）やコノテーション（共示義）といった〈意味〉を使うことになる。むしろ本稿では，そうした〈意味〉の意味よりも，次の引用に示されるような，主体にとっての意味を重視する。すなわち，「社会学の中には，行為を導出する《意味》の重要性を強調する潮流がある。ここでいう意味とは，ひとまずは，主体の行為に連接した『主体にとってのものごとの意味』である」（田中・深谷，1998，19頁）。

「主体にとっての意味」を重視するのは，コトバも含めた物事の意味がその物事に固有とみられる意味というよりは，主体の状況によって生じる意味によって主体が行為を行うとみられるからである。例えば「ばら」というコトバは，その辞書的な意味を示すデノテーションにおいては〈植物としてのバラ〉を意味している。しかし，「ばら」というコトバがある主体にとっては〈愛〉を意味することがある。こうした付加的に与えられる意味をコノテーションという[2]。「ばら」が植物を意味するのではなく，ある人に〈愛〉を意味することによって，その後の行為へとつながるのである。

こうした「主体にとっての意味」は状況によって変わってくるものである。どのような状況においてどのような主体がどのような意味を与えるのか，こうした意味を与えるプロセスを「意味づけ」という。こうした意味づけ，とりわけコトバの意味づけについては，深谷と田中が広範に理論展開を行っている（深谷・田中，1996；田中・深谷，1998）。そこでは，「……本書が主として関心を抱くのは，意味そのものと言うよりは，主体内・主体間で意味が形成されるプロセスだからである。少なくとも，意味づけのプロセスを明示的に取り扱う点で，他の意味論とは一線を画している」（深谷・田中，1996，56頁）と述べられている。

深谷と田中はコトバの意味づけについて，「コトバが記憶連鎖のさまざまなチャンネルを活性化させ，その作動が互いに引き込み合って記憶の関連配置（事態）を形成する。これがコトバの意味づけである。意味づけが，これまで思ってもみなかった記憶の関連配置を形成するとき，新しい意味が創造されるのである」（田中・深谷，1998，25頁）と述べている。深谷と田中はものごとの意味づけのなかでとりわけコトバの意味づけに関心をいだいているが，経営手法や会計方法の意味づけを究明するためにも彼らの研究が役に立つ。先の引用文は理解するには難しい内容となっている。そこでいう「記憶」とは「知識」と言い換えることもできるものであり（深谷・田中，1996，75頁），意味づけが知識を素材として新たな知識の関連配置を形成するときに，新たな意味づけが行われると述べるに留めておきたい。

深谷と田中は，意味づけとの関係で「状況」と「情況」を次のように区別する。「状況は主体によって意味づけられて情況となる。そして，主体の状況への対応を生み出すのは，状況そのものではなく，情況である。人間の行動は情況から生み出される。状況は１つであっても，それぞれの主体にとっての情況が異なれば，それぞれの対応は異なりうる」（深谷・田中，1996，17-18頁）。主体が遭遇する状況は混沌としたものである。状況は主体によって意味づけられて，つまりシナリオ（筋書）を描くことによって，全体として意味のある情況となる。「シナリオは個々のできごとに意味を与える物語である」（シュワルツ，2000，36頁）という。つまり，状況内にある個々のできごとに意味を与えることによって状況は情況へと変化するのである。したがって，同じような状況であっても主体によって異なるシナリオが作成される，つまり異なる意味づけが行われることもある。すなわち，異なる情況が現出するのである。主体によって異なるシナリオ作成，あるいは意味づけが行われ，経営手法や会計方法の選択といった特定の行為が行われるのである。

土地再評価という会計方法の意味づけと表裏一体となって，土地再評価を行った結果としてどのような事態が予想されるか，そうした将来にわた

Hosei University Repository

るシナリオが作成される。同じ土地再評価であっても，状況が異なり，主体が異なり，シナリオが異なることから，それに対する意味づけは異なってくる。ただし，シナリオどおりに事が運ぶかは将来にかかっている。本稿は土地再評価がどのように意味づけされたかを取り上げるものである。

「再評価」の辞書的な意味であるデノテーションは，「通常は資産の簿価を現在価値まで評価増または評価減することをいう。（中略）時価評価が決算期ごとの継続的な評価替を意味するのに対して，再評価とは簿価と時価とが著しく乖離した資産，時期になされる臨時的な評価替のことであり，原価評価を補正する意味をもっている」（醍醐，2001，513頁）というものである。しかし，定義のようなデノテーションだけでは土地再評価のルールを設定したり，実際にそのルールを利用するという行為には結びつかない。ルールの設定者と利用者が，どのような状況でどのような意味づけを行ったか，その意味づけがルールの設定と利用という行為に結びついてくるのである。

今述べたように，再評価は臨時的な方法である。しかも，今回の土地再評価は国会で法律として設定されたものであり，その適用は企業の任意に任された。会計ルールとしての土地再評価法は他から強制されて制定されたものではなく，議員の意思で決定したものである。また，企業もその適用が強制されたものではない。したがって，土地再評価法というルールの設定者は土地再評価に何らかの意味づけを行ったはずである。また，そのルールの利用者である企業も何らかの意味づけを行ったうえで実施したとみられるのである。つまり，前者は会計ルールの設定という社会的な意思決定において，後者は会計ルールの選択という個別的な意思決定において意味づけが行われたといえるのである。

会計変化をその社会的コンテクストにおいて考察するホップウッドらは，社会的コンテクストのなかでも重要な領域を実践領域（arena）と名づけ，そうした実践領域が織りなして出来上がるネットワークを会計コンステレーション（constellation；星座）と呼んだ（Burchell *et al.*, 1985）[3]。土地再評価は臨時的な方法であるので会計変化に該当するかは明らかではない。しかし，土地再評価のルールとしての設定と企業による利用も，その社会的コンテクストで考えることができる。すなわち，意味づけられた情況が会計コンステレーションであり，そのなかで重要な領域が実践領域であるといえよう。土地再評価の意味づけにおいてもこうした実践領域が認められる。そうしたものとして政治情勢，金融情勢，企業の財政状態などを取り上げる。また，実践領域の1つともいえるが，前述したように，会計ルールも含む知識も意味づけの重要な素材である。こうした領域にも目を配りながら，土地再評価の意味づけを考えることにする。

3　土地再評価法の成立

戦後の1950年に「資産再評価法」が制定され，いわゆる第一次再評価が行われた。その後，1950年代に数度の再評価が行われた[4]。この時は，再評価の対象となった資産は償却資産が大半であり，土地はほとんど再評価されなかった。

1974年頃にも資産再評価が議論されたが（日経ビジネス編集部，1974；竹中，1974），いつの間にか立ち消えとなっていた。この時の資産再評価は1973年に起きた石油ショックによるインフレに対処するものとして注目されたのである。

その後も散発的に日本経済新聞などでは資産再評価に関する記事が出ていた。例えば，1990年に経済同友会の代表幹事が「株主への利益還元を拡充するための1つの方法として資産再評価を検討すべきだとの判断を示した」（日本経済新聞1990年3月7日）という。伊藤（1990）も1950年代の資産再評価を「再評価」して，今後への示唆を述べている。

こうした火種が残っていたためか，1992年8月には『日経ビジネス』（1992年8月3日・10日号）が「『含み経営』を正す／すべては資産再評価から始まる」という見出しの特集を組んでいる。同じく1992年8月に，衆議院議員の大原一三が自民党財政部会で銀行界の代表に資産再評価に関する質問を行ったのを皮切りに，大蔵省など政府関係者の間で資産再評価が議論されるようになったという（財部，1993，第1章）。この財部（1993）の本が発行されたのは1993年2月であるが，この

Hosei University Repository

前後に土地再評価の議論が盛り上がった。日本経済新聞に土地再評価を取り上げた記事が載るようになり，例えば「経済同友会は資産再評価を検討するため『企業会計研究会』を発足させ」ると報じている（日本経済新聞1993年1月12日）。また『企業会計』（1993年5月）においても「資産再評価と会計・税務」と題する特集が組まれた。議論が活発になった反面，「今回も経団連などからは『どういう必要性があるのか』という疑問の声が早くも聞こえてくる」（日本経済新聞1993年1月12日）と述べられていた。産業界でも賛否の意見があったわけである。経済同友会が設けた研究会はその3か月後には，「産業界全般として，今この時期には明確な意義は認められない」という否定的な報告書を発表した（日本経済新聞1993年4月22日）。この報告書によって土地再評価に関する議論の火は消されたといえよう。

前述したように，1950年代に実施された資産再評価は主として償却資産を対象としていた。償却資産がインフレによって実質的に償却不足になり，再生産が困難になると考えられたからである。しかし，土地に関しては税負担が増えるだけだということで再評価は嫌われたのである。1974年に議論された資産再評価は償却資産も土地もその対象としていた。しかし，1992年以後の資産再評価の議論は主として土地が対象となったのである。この背景には，1974年の議論まではインフレによる償却資産の償却不足が問題視され，1992年以後の議論ではバブル経済による資産（とりわけ土地と株式）の値上がりが問題視されたからであると思われる。

火が消えたはずの土地再評価論議が1998年に入って急速に燃え上がった。その年の2月20日に，自民党の第4次不況対策の一環として「土地の再評価に関する法律」（土地再評価法）が議員立法として提案された[5]。通常，商法に関連する法案は法制審議会商法部会に諮問してから内閣が承認・提出することになっている。しかし，土地再評価法案が議員立法として提出された理由としては，法制審議会商法部会が事実上開催不能に陥っていたということに加えて，「じつは，土地再評価法につては，議論するだけ時間のムダであるに等しい事情がありました。／それは，資産再評価問題が関連する法律も，官庁も，学者も多すぎるうえに，問題点があまりにも多く，複雑に絡み合っていたという事実です。そのために，たとえ議論してもすぐには結論は出ないということが，始めからわかっていたのです」（長島，1998，46頁）という事情もあった。問題点が余りにも多く，議論してもすぐには結論が出ないような土地再評価であるから，当時の会計基準設定主体である企業会計審議会に諮って土地再評価に関する会計基準を設定することはおろか，法制審議会商法部会に諮って法制化することも困難であったとみられる。こうした事情に加えて，土地再評価は緊急の不況対策の1つとされたから早期に成立することが要求されていた。土地再評価法は1998年3月期決算の会社に間に合わせるため，2年間の時限立法として3月31日に成立，即日施行されたのである[6]。

土地再評価法は翌1999年になって自社株の消却原資として利用できるように改正され，適用期間も1年間延長されて2001年までとなった。また，2001年になってさらに1年と1日だけ延長され，2002年3月期決算まで適用できるようになった。したがって，適用期間は合わせて4年と1日であり，3月31日決算の会社であれば5回の機会が，それ以外の会社であれば4回の機会が与えられたことになる。なお，土地再評価はこの期間内で1回だけ実施することが認められたのである。

議員立法として成立した土地再評価法にどのような意味づけがなされたのか，また，土地再評価法の下で各企業はどのような意味づけを土地再評価に与えたのだろうか。前者としてルール設定者である国会議員による意味づけを，後者としてルール利用者である企業による意味づけを探ることにする。それぞれに，その時々の状況に応じて意味づけが異なってくるのである。

4　ルール設定者による意味づけ

（1）当初の土地再評価法における意味づけ

土地再評価法が成立する以前では，土地の再評価は議論されても制度化されなかった。その理由は，産業界に再評価税を課せられることへの警戒

Hosei University Repository

感と含み益を温存したいという要求があったからである。例えば「大量の土地を抱える不動産業界で『再評価税でもかかるようなら，負担ばかりでメリットは何もない』（三菱地所）といたく冷ややかな声ばかりだ。（中略）経営ミスも簿価の安い資産を処分することでカバーできた。それを手放すことへの抵抗は大きい。／経団連の平岩外四会長は，1月の記者会見で『含み益のバッファー（緩衝剤）は残した方が好不況に対応できる』と本音を漏らした」（日本経済新聞1993年2月6日）というのが産業界の典型的な発言である。すなわち，産業界にとっては資産再評価は含み益への課税強化と含み益経営の放棄を意味するものであった。

資産再評価に対する産業界の否定的な態度にもかかわらず，資産再評価に関する議論は散発的に行われてきた。再評価を積極的に主張する論者は，1950年代の資産再評価と同様に償却資産の償却不足を解消するもの，再評価税を課すことによって税収を増やすもの，あるいは再評価剰余金を原資にして株式分割を行うことによって株式市場を活性化するもの，などの意味づけを行ったのである。しかしながら，資産再評価に対するこうした意味づけが，産業界の大勢の利害と正面から衝突するかぎりは，再評価を実施することは難しいことであった。

しかし，1998年に衆議院議員の大原が中心となって土地再評価法案を議員立法として提出し，短期間のうちに成立させたのである。前述したように，土地再評価法は不況対策の一環として取り上げられた。それは，大原が「そもそもこの法律の狙いは，金融機関の自己資本比率を高めることにより，融資余力を金融機関につけ，貸し渋りをできるだけ抑制することにある」（大原，1998a，92頁）と述べていることからも明らかである。当時は，国際決済銀行（BIS）による自己資本比率規制との絡みで金融機関が企業に対する資金を貸し渋っていたという事情があった。それゆえ，土地再評価が貸し渋りを是正するものとして意味づけられたのである。すなわち，〈土地の臨時的な時価評価〉という辞書的な意味（デノテーション）をもつ土地再評価に，〈貸し渋りを是正する手段〉といった意味（コノテーション）が付け加えられたことになる。

土地再評価が貸し渋りを是正する手段という意味づけを得たからといって，土地再評価法という会計ルールが設定されることには必ずしもならない。会計ルールとして設定されるには，ホップウッドがいうような社会的コンテクストが必要である。この社会的コンテクストが土地再評価法を成立させる状況となっていたといえるのである。ホップウッドのいう会計コンステレーションである社会的コンテクストを構成したと思われる主たる実践領域として，当時の金融情勢，政治情勢，会計基準に関する知識を挙げることができよう。こうした社会的コンテクストがあって土地再評価の意味づけが行われたのであり，当時の状況は意味づけられることによって，深谷と田中がいう「情況」へと変わったといえるのである。

当時の金融情勢は，土地再評価に関する社会的コンテクストのなかでも重要な要素である。既に述べたように，当時は金融機関がBISによる自己資本比率規制により8％の自己資本比率を確保しなければならず，バブル経済崩壊後はその確保が次第に困難になっていた。自己資本比率を引き上げるために13兆円にも上る公的資金が金融機関に投入されてはいたが，なお困難な状態が続いていた。そのため，企業への資金提供を渋るという貸し渋りが行われていたという。こうした貸し渋りが問題となっており，政府としても貸し渋り対策を不況対策の一環として取り上げざるを得なくなっていた。土地再評価による再評価差額金を自己資本に含めることができれば，自己資本比率が向上し，それだけ貸出余力ができるので貸し渋りを是正させることができると考えられたのである。しかも，公的資金の投入とは異なり，いわば帳簿をいじるだけで自己資本比率が向上し，貸し渋りも是正することができると思われたのである。

大原は，前述したように，1992年にも土地再評価の議論を行っている。しかし，不良債権がそれほど深刻化しないと考えられていたせいか，当時の金融機関の反応は芳しくなかったようである。例えば次のように伝えられている。「今年1月の自民党本部。土地再評価案を検討する会合で，全国銀行協会連合会など金融界の代表は，一斉に賛同を表明した。／『みんな熱心だね。バブル崩壊

Hosei University Repository

直後に提案した時は誰も相手にしなかったのに』。新法の提案者，大原一三代議士は＝写真＝は苦笑する」（日本経済新聞1998年３月31日）。1992年から1998年までの６年間で金融機関の財政状態は大幅に悪化していたのである。また大原は1992年の時には，銀行の給料が高いところに土地再評価を実施するとリストラが進まないから土地再評価法を提案しなかったと述べ，そして1998年には，「借り手にとって背に腹はかえられない状況が顕在化しておって，黒字倒産等々が頻発をしておるという実態を見たときに」（142回衆議院法務委員会1998年３月17日），緊急対策として土地再評価法を提案したという。もし大原が1992年に土地再評価法を提案しても成立したかは疑わしい。「誰も相手にしなかった」状況では議題として取り上げることさえ難しかったであろう。

社会的コンテクストのもう１つの要素は当時の政治情勢である。政治情勢といっても，具体的には国会における立法手続を挙げることができる。会計における資産の評価に関して特定のルールを法律として制定することは，石川（2000）も述べるように，会計への行政の関与の一例である。確かに土地再評価に関しては，当時の会計基準設定主体である企業会計審議会に諮れば議論が紛糾し，会計基準として設定されなかったであろう。緊急の不況対策として土地再評価を行うには，商法の特別法として成立させるしかなかったといえよう。しかも，異例の議員立法という形を取らなければ成立したかどうかは不明である。通常の法案のように内閣提出という形を取るとすれば，法制審議会商法部会で審議することになる。この商法部会に諮ればやはり議論が紛糾し，法律として制定されなかったと思われる。ところが，この商法部会はストック・オプションの法制化をきっかけに機能していなかったのである。長島は，ストック・オプション制度という「この法案も，じつは内閣提出ではありませんでした。自民党の有志議員の議員立法で成立した制度なのです。／これを受けて商法学者が，ないがしろにされたと猛烈に反発，反対声明などを出しました。その後，法制審議会商法部会は，事実上開催不能になっていたのです」（長島，1998，46頁）と，その時の状況を述べている。こうした状況が，土地再評価という会計ルールを専門家の議論を経ずに国会議員だけの議論で終わらせ，法律として成立させたのではないかと思われるのである。

社会的コンテクストの要素として最後に取り上げるのは，会計基準に関する知識である。とりわけ重要な役割を果たしたのは，土地再評価法案を主導した大原の個人的な知識である。大原は1950年代に大蔵省に入ったので，当時の資産再評価法をよく知っていた。商法の特別法という形であれば商法の資産評価の原則である原価基準から離脱した土地再評価を行うことができるということ，また再評価差額金を貸借対照表に計上しても法人税が課されないことなど，商法や税法も知っていた。とりわけ，BIS 規制において土地の含み益を貸借対照表にオンバランスすることによって自己資本に算入できるという知識が決定的だったようである。金融に詳しい元首相の宮沢喜一も知らなかったとのことで，大原は「宮沢さんは土地再評価の含み益が BIS 基準の自己資本にカウントできるのかと質問されたが，私はそういう取り決めになっているし，欧州主要国はすでに，土地含み益を自己資本に算入していると回答した。それならぜひとも進めてくれということになった」（大原，1998a，93頁）と述べている。自己資本に算入できることを知るようになったからこそ金融界も土地再評価に積極的になったと思われる。

土地再評価法の成立は，当時の金融情勢や政治情勢にも依存したが，このように大原の個人的な知識に基づく行動にも大きく影響されたとみられる。哲学者の市井は「いちじるしく歴史作りに参与する個人を，わたしはキー・パーソン（key-person）と呼ぶことにしている」（市井，1963，33頁）という。この点で，大原は確かに土地再評価法の成立においてキー・パーソンとして活躍したといえるであろう。

大原は再評価導入を「本当は強制にしたかったのであるが，新しく土地を取得したところは不利になるという事情もあるため，任意ということにしたわけだ」（大原，1998a，92頁）と述べている。しかし，金融機関だけを対象とするのであれば再評価を強制することも可能であったかもしれないが，事業会社をも強制の対象とするのであれば反対の声が大きくなり，土地再評価法は成立し

Hosei University Repository

なかったと思われる。大原が土地再評価法の成立にとってキー・パーソンであったとしても，大原の意図どおりの内容に土地再評価法案が作成されたわけではない。大原にとっては，土地再評価が貸し渋りの是正につながるというシナリオが確保されればよく，土地再評価を任意にすることや，その対象を事業会社にまで拡大することはさほど重要なことではなかったのであろう。

ところで，土地再評価には貸し渋り対策以外の意味づけも行われている。大原は，事業会社にも適用させるために企業経営の健全性の向上を目的として付け加えているが，「正直言いまして，健全性という言葉は私の作文じゃございませんで，（中略）最初の目的，一方の柱からいいますと，やや違和感のある表現だなとみずから反省をしているわけでございまして，申しわけないなという気持ちであります」（142回衆議院法務委員会1998年3月17日）と述べている。土地再評価法はその条文では再評価差額金を貸借対照表の貸方に計上するとしても，負債の部であるか資本の部であるかを明示していなかった。資本の部に計上した場合，帳簿上の操作にすぎないが，ともかく株主資本比率など健全性を示す指標は向上する。しかし，土地再評価法の成立に伴って公布された政令では負債の部に計上することになった。この点では，〈企業経営の健全性の向上〉といった意味づけにはどう見ても無理があったといえよう。なお，再評価差額金は1999年の改正に伴って資本の部に計上されることになった。しかし，2001年に土地再評価法を再度延長するときにも植田至紀議員は，「これも素朴な話なんですけれども，単に帳簿上の操作で自己資本比率を上げるということであれば，逆に経営健全化の自助努力をおくらせたり先送りしないだろうか，こういう疑問はあるかと思うんですよ」（151回衆議院法務委員会2001年3月23日）という質問をしている。これに対して，提案者側の議員は曖昧な答弁をしているだけであった。明確には答えられないのであろう。

1998年に土地再評価法が成立したときは，BIS規制による金融機関の自己資本比率を向上させることが急務であった。したがって，事業会社にとって再評価差額金を負債の部に計上することによって株主資本比率が悪化することは差し当たっては考慮しなくてもよかったのである。それゆえ，資本の部に計上するものと当然のごとく考えていた事業会社では土地再評価の実施を見送るところが続出したのである。そうした企業の1つである伊豆急行の常務は，「土地再評価はもうこりごりだ」と話し，「負債計上では事業会社には意味がない。土地再評価は結局，金融機関の自己資本対策のためのもの」であり，「『土地再評価ではなく，“王道”で経営改善をしっかりとやっていきたい』と力強く宣言していた」（日本経済新聞1998年5月28日）という。当然の反応であるといえよう。

（2）改正土地再評価法における意味づけ

1999年に土地再評価法を改正する際に，その目的を大原は「公開会社は，その金額の3分の2を限度に自社株の消却に充てることができることとしております。これらの処置により，法人の財務内容の健全化，経営体質の強化につながるものと期待されるところであります」（145回衆議院大蔵委員会1999年3月23日）と述べている。1998年に資本準備金を原資として自社株を消却する法律が成立している。土地再評価法の改正は，この自社株の消却のための原資として再評価差額金を使えるようにすることが主眼となっている。同時に，先に述べたように，再評価差額金は税効果分を控除した金額を資本の部に計上することになった。

大原は，自社株の消却に関する「一方の法律は，過剰株を消却することによって景気が低迷しております資本市場に株価対策上プラスの効果が出るのではないかなというのが消却法のねらいであったと思うんです。したがって，そのねらい同士が昨年はすれ違ったのでありますが，ことし初めてドッキングできたなという法律改正であります」（145回参議院財政・金融委員会1999年3月30日）と述べている。また，同じ委員会での答弁でも産業界からそうした要望があったことを述べている。これからすれば，改正土地再評価法の狙いは株価対策のために自社株の消却に再評価差額金を使うことであったとみられる。しかし，法案の改正に賛成する議員からも再評価差額金を資本の部に計上することと自社株の消却とが結びつくことが分からないといった趣旨の発言もあり，これに対す

Hosei University Repository

る大原の答弁も明確なものではない。したがって，土地再評価法の改正にあたっては，自社株消却との関連では土地再評価に明確な意味づけが行われなかったといえる。土地再評価法に対する産業界の反応も悪くはないことから適用期間を延長したほうがいいとの判断が先にあり，そのために自社株の消却を理由として使ったのではないかとも勘ぐられるのである。

自社株の消却とドッキングしたことが，改正法案の提案目的として挙げられた「法人の財務内容の健全化，経営体質の強化」にどのように結びつくのかは曖昧である。例えば，金融機関への公的資金の注入ということで政府が購入した優先株を再評価差額金を使って消却できるかという質問に対して，政府委員は「……当面すぐこれをやるということは我々の行った目的と正反対の方向になるのではないかという印象をもっております」と答え，自己資本の充実という目的に反する結果になることを認めている。実は，大原自身が1998年の法案成立後に「これは貸渋り対策ですから，本当は資本組入れにして取りつぶされると困るんです」（大原，1998b，5頁）と述べていたのである。改正土地再評価法の提案者としては自社株消却のために再評価差額金を使うことに賛成であったにしても，土地再評価の意味づけが大原の持論とは少し異なってきたのではないかと思われる。

土地再評価の意味づけが曖昧になってきたことは，2001年における土地再評価法の再度の改正・延長において一段を明らかになる。法案に賛成する議員からも「……法律としては，何を目的とした法律なのかが非常にわかりにくい法律になっている」（151回衆議院法務委員会2001年3月23日）と評されている。これに対する提案者側の佐藤剛男議員の回答はまったく要領を得ないものである。1999年における改正の主眼であった再評価差額金を使った自社株の消却については，それを実施した企業がわずか3社にとどまっている事実も指摘されているにもかかわらず，というよりは，そうした事実があるからこそ明確な回答ができないのであろう。こうして土地再評価法は明確な意味づけができないような法律になっていくのであるが，そうした法制下のもとで各企業がどのように土地再評価の意味づけを行ったのかをみることにしたい。

5　ルール利用者による意味づけ

土地再評価法が成立した後，企業はこれにどのように対応したのであろうか。土地再評価を実施するかどうかは企業の意思に任されていた。したがって，各企業はその置かれた状況に応じて土地再評価が各企業にどのような意味をもつかを考えたであろう。以下では，企業がどのような意味づけを行って土地再評価を実施したのか，あるいは実施しなかったのかを検討する。当初の土地再評価法に対応する意味づけと，改正土地再評価法に対応する意味づけとに分けて検討することにしたい。

（1）当初の土地再評価法に対応する意味づけ

当初の土地再評価法の狙いは金融機関の貸し渋りを是正するためであった。したがって，事業会社にも適用範囲が広げられたものの，主として金融機関を対象としたものであった。土地再評価法に伴う政令では再評価差額金を負債の部に計上することになり，事業会社にとっては使いにくいものとなった。それでも土地再評価を実施した事業会社が2社あった。金融機関と事業会社とに分けて土地再評価の意味づけを探ることにしたい。

ルール設定者による〈貸し渋りの是正〉という土地再評価の意味づけを金融機関がそのまま受け継いだとは思われない。1998年3月期の決算においては，全国の銀行146行のうち81行が，主要17行のうち11行が土地再評価を実施したという（145回衆議院大蔵委員会1999年3月23日）。行政指導によって土地再評価が強制されたかどうかは不明であるが，自己資本比率の確保に苦労していた銀行は土地再評価を実施したとみられる。実施した銀行にとっては，土地再評価は〈貸し渋りの是正〉というよりは〈自己資本比率8％の確保のための1つの手段〉として意味づけられたと推測される。予想もしていなかった自己資本比率維持の裏技が国によって提供されたと銀行は思ったのではなかろうか。しかし，これはあくまでも推測

Hosei University Repository

の域を出ない。

事業会社でも土地再評価法の成立を見越して土地再評価を考えていた企業があった。先に取り上げた伊豆急行などがその例である。しかし，再評価差額金の計上場所が負債の部とされたことから，再評価を見送ったのである。1998年に実際に土地再評価を実施した事業会社はわずか2社だけだったようである。東証一部の住友石炭鉱業と東証二部の昭和ゴムである。多くの企業が土地再評価を見送ったのに，なぜ両社だけが実施したのであろうか。両社は土地再評価にそれなりの意味づけを行ったはずである。

昭和ゴムについては，「同社では時価主義への流れは今後も強まるとみて，再評価を実行した」（日本経済新聞1998年5月22日）と伝えられている。再評価を実施した理由として時価主義への流れが強まるからとしているが，土地の時価評価が近い将来において実施されると同社が判断していたとしたら，これは間違った判断である。国際会計基準などでも土地については原価評価が原則となっていたからである。たとえもう少し遠い将来に時価評価が実施されると考えていたとしても，経営難に陥っていた同社の状況からすれば，再評価を急いで実施する理由としては薄弱である。したがって，時価主義を挙げているのは表向きの理由にすぎないと思われる。昭和ゴムと住友石炭鉱業はともに，翌1999年には税効果分を控除した再評価差額金を負債の部から資本の部へと移している。「この結果，昭ゴムは前期（1999年3月期のこと ―― 筆者）で債務超過が解消し，住友炭も連結債務超過の解消目標年度を2年度前倒しする」（日本経済新聞1999年4月2日）という。おそらく両社とも，土地再評価によって土地の含み益があることを開示し，これによって債務超過が実質的にはない，あるいは少ないことをアピールする狙いがあったものと推測されるのである。つまり，たとえ再評価差額金を負債の部に計上するにしても，大きな含み益があることをアピールできるという意味づけを土地再評価に与えたものと思われるのである。

ところで大原は，1998年の決算時期に，「ただし，これは2年間しか通用期間がないので，あとで『しまったなあ，あのときにやっておけば資本組入ができたのに』とのたうち回っても，もうだめです。将来資本組入ができる，これが大事な伏線です」（大原，1998b，5頁）と述べている。つまり大原はこの時，再評価差額金を仮勘定として負債の部に計上しておくが，2年間の適用期間が過ぎた後に，税効果分を控除した残りの額を資本の部に計上すると考えていたとみられる。すなわち，企業が土地再評価によって株主資本の増加を望むならば，負債の部への一時的計上を我慢しなければならないということである。もし，両社が大原が述べていることを真に受けていたとすれば，財務比率が一段と悪化するにもかかわらず再評価を実施したとしても不思議でない。おそらく両社とも，いずれは再評価差額金が資本の部に計上されるはずだというシナリオを描いていたか，あるいは，そうでなかったとしても含み益をアピールすることによって苦境を脱出できるというシナリオを描いていたのではないかと推測されるのである。

（2） 改正土地再評価法に対応する意味づけ

土地再評価法の改正によって事業会社にとっても土地再評価は行い易いものとなった。土地再評価が企業の意思で行えるだけに，各企業はその時々の状況によってどのような意味づけをして土地再評価を行ったのであろうか。そうしたルール利用者による土地再評価の意味づけとして，自社株消却の手段，株主資本の嵩上げ手段，情報開示の手段，減損会計への対応手段などが考えられる。以下，多少詳しく説明することにしたい。

土地再評価を自社株消却の手段と意味づけるのは，改正土地再評価法の趣旨に合致したものである。しかし，先に取り上げたように，再評価差額金で自社株を消却した企業は3社にすぎず，しかもその総額は約11億円であるという（151回衆議院法務委員会2001年3月23日）。土地再評価法の改正趣旨として自社株消却の原資とすることが挙げられていたが，その趣旨に沿って土地再評価を行った企業と金額はあまりにも少ないといえる。自社株消却の原資としては利益剰余金だけでなく資本準備金も利用できる状態になっていたので，わざわざ土地再評価をする必要はなかったのであ

Hosei University Repository

る。自社株消却のために再評価差額金を使った企業がどのような状況にあって，どのような意味づけを行ったのかは，資料が得られなかったので不明である。

株主資本の嵩上げ手段として土地再評価を意味づけるのは，業績不振が続いて株主資本が少なくなっている企業にみられた。日本経済新聞社の調査によれば，2000年３月期に土地再評価を行った企業は約60社，金融機関を除いた上場企業のほぼ20社に１社にあたるという。しかし，「土地の再評価を実施したのは，簿価の低い土地を保有する歴史の古い企業が中心。保有株式や投資不動産の含み益が枯渇したうえ業績不振が続き，株主資本増強の最後の手段として，本来売却を想定せずに自社で使用している事業用土地を再評価するケースが目立った。一方，簿価の低い土地を保有していても業績が順調な企業では，株主資本の増加が株主資本利益率（ROE）などの悪化を招くため，適用を見合わせる例が多かった」（日本経済新聞2000年６月23日）としている。業績不振で株主資本が少ない企業では，再評価差額金を資本の部に計上することによって株主資本比率が向上する。健全性を示す経営指標を見かけだけでも向上させることがこうした企業には必要であり，「株主資本増強の最後の手段」として土地再評価を意味づけた企業があっても不思議ではない。収益性を示す経営指標である株主資本利益率（ROE）が低下する結果になったとしても，それ以上に健全性を示す経営指標をよく見せなければならない状況にあったと思われるのである。

1998年に「土地再評価はもうこりごりだ」と話し，「“王道”で経営改善をしっかりとやっていきたい」と宣言したはずの伊豆急行も2000年には土地再評価を実施している。その再評価差額金は2002年３月期では106億円余りとなっており，株主資本の70％ほどを占めている。株主資本比率を見かけだけでも向上させるものとして土地再評価に頼り，そのように意味づけたものと思われるのである。

こうした土地再評価の使われ方に対して，「公認会計士の間には，『差額の計上が一度だけなのは，企業を甘やかす一種のドーピングだ』と批判する声も強い」（朝日新聞2000年５月27日），債務超過の瀬戸際にある「限界企業がすがる一度だけのモルヒネ」（『週刊東洋経済』2000年６月24日）などと評されている。株主資本が少ない企業がその嵩上げのために使った土地再評価は，第三者の目では〈ドーピング〉あるいは〈モルヒネ〉と意味づけられてしまいかねないものであった。

青木は，再評価差額金を資本の部に計上した場合の効果を推計した結果，「大企業の事業会社が再評価するメリットは実体開示という点を除けば考えられない」（青木，1998，107頁）と結論づけている。土地の含み損益を開示することは企業の財政状態の開示にとって適切なことである。しかし，土地再評価が強制されないかぎり，含み損益をオンバランス化することがメリットだと考える企業だけが再評価をすることになる。そうしたメリットを感じたのは業績不振の企業に多かったのである。したがって，土地を再評価して株主資本がプラスになる，すなわち土地に多額の含み益がある場合に実施したといえる。

これに対して，含み損をもつ土地を再評価し，マイナスの再評価差額金を計上して株主資本を引き下げる企業もあった。ワールドやキーエンスといった会社がその例である。例えばキーエンスは，1999年６月期にマイナスの再評価差額金を計上したが，それは「時価会計導入を先取りして投資家の信用を高めると同時に，収益力を正確に把握する狙い」（日本経済新聞1999年８月21日）だったという。前述したように，時価会計が土地再評価の理由づけになるとは思えない。ただ，後述するように，減損会計を先取りしたと解釈することもできる。これまでの日本企業では含み損を開示することには積極的ではなかった。キーエンスは含み損の情報を開示する手段として土地再評価を使ったということになる。情報開示という点では評価できるといえる。しかし，こうした表向きの理由が，そのままキーエンスにっての土地再評価の意味づけであると速断することは禁物である。バブル期に購入した事業用土地に多額の含み損があるという情報によって投資家が警戒しており，そうした警戒感を土地再評価によって払拭しようとしたのかもしれない。また，マイナスの再評価差額金を計上することによって株主資本利益率を高めることを狙ったものかもしれない。キーエンスや

Hosei University Repository

ワールドなど業績の優れた企業がマイナスの再評価差額金を計上することになる土地再評価にどのような意味づけを行っていたかを推測するには資料が足りないのである。

減損会計に対応する手段としての意味づけは，土地再評価法の適用期間の後半になって出てくるようになった。2000年度決算に向けて「三菱地所は10日，事業用土地の含み損900億円を2001年3月期に処理する方針を固めた。鹿島も含み損約140億円を同期の決算で損失計上する。賃貸ビルなど固定資産の価値が下がった場合に損失処理を義務づける『減損会計』が2003年3月期にも導入される見通しとなったことから，財務の透明性を高めることを狙って前倒しで処理する」（日本経済新聞2000年11月11日）と伝えられた。減損会計は当初，この記事にあるように，2003年3月期にも導入される予定であった。しかし，デフレ不況が深刻化するなかで延期されることになったが，いずれ導入されることは必至であるとみられていた。そうした状況において，減損会計を意識した会計処理が行われたとしても不思議ではない。土地再評価も減損会計との関連で新たな意味づけを得るのである。

土地再評価が適用される最終年度である2001年度の決算では，「含み損前倒し処理」，「減損会計にらみ加速」という見出しで，減損会計の導入を見込んで土地再評価を実施する企業があることを伝えている（日本経済新聞2002年7月4日）。同記事によれば，土地再評価を実施した企業が「2001年度だけで280社に上り，累計で上場企業の2割，453社に達したことが分かった」として，次のように解説している。「多額の含み損を抱える企業は，減損会計で大幅な赤字に陥る危険がある。／これに対して土地再評価は，含み損と含み益を相殺できるだけでなく，差額を期間利益に反映させる必要がないため，企業にとっては収益に影響が出ない利点もある。／再評価差額がマイナス（差損）になった企業は累計で157社。前の年度の22社から急増した。／従来は豊富な含み益をもつ企業が株主資本をかさ上げする目的で利用する例が多かったが，昨年度はバブル期に取得した土地の含み損を処理するために実施した企業が目立った。減損会計を前に株主資本を棄損してでも前倒し処理しようという姿勢がうかがえる」。同記事によれば，2001年度に再評価を実施した280社のうち157社がマイナスの再評価差額金を計上しており，プラスの再評価差額金を計上した企業を上回っていることになる。

土地再評価を減損会計との関連で意味づけるには，再評価した土地が減損会計においてどのように扱われるかを知っていなければならない。減損会計に関する会計基準は現時点では確定していないが，減損処理することによって生じる減損損失の計上は再評価後の帳簿価額に基づいて行われると予想される。したがって，含み損のある土地を再評価して帳簿価額を引き下げておけば，再評価後の帳簿価額が回収可能価額を上回る限りは減損処理は行わない。また，たとえ回収可能価額が下がって減損処理を行ったとしても，減損損失をそれだけ少なくすることができる。したがって，土地再評価を実施した方が実施しない場合と比べて当期純利益を多く計上することができるのである。また，株主資本利益率（ROE）など当期純利益を使う収益性の指標が重視されるとすれば，含み損をかかえた土地を再評価しておく方が収益性が良くみえることになる。しかも，先の記事にあるように，事業用土地はすべて同時に再評価するので，全体として含み益が含み損を上回る企業であれば，結果としてプラスの再評価差額金を資本の部に計上することになるので積極的に再評価を行うだけの意味づけが得られることになる。また，マイナスの再評価差額金を計上する企業にとっても，上記のように，後になって当期純利益を多くする手段として意味づけることができる。こうした減損処理を予想するシナリオを描けたことが土地再評価につながったと思われる。1999年にマイナスの再評価差額金を計上したキーエンスなどとは異なるシナリオが描かれ，異なる意味づけがされたといえるのである。ただし，キーエンスなども結果として，土地再評価を行ったことによって減損会計にうまく対応できることになった。再評価時には意図しなかったようなシナリオが展開したといえよう。

さらには，再評価を行うことによって，含み損をかかえていたはずの土地を売却して「売却益」を上げることも可能となる。土地を再評価すると

Hosei University Repository

きに，土地の時価を公示価格などから任意に選択できることになっている。したがって，時価として低めのもの選択しておけば，その土地を後で売却して「売却益」を計上することができるのである。例えば三菱地所では「実勢価格を大幅に下回る固定資産税評価額を利用。東京・丸の内地区を中心に『ざっと1兆円』（高木茂社長）の土地含み益を帳簿に表面化させず温存した」（日経金融新聞2002年8月7日）という。再評価に使われた「時価」が実勢価格よりも低かったため，次期になって土地を売却した結果，含み益を計上した土地だけでなく，含み損を計上した土地についても「売却益」を計上することになったというのである。再評価時に計上されたマイナスの再評価差額金は取り崩されて未処分利益計算の部にマイナス項目として直接計上され，「売却益」と相殺されないという仕組みになっているからである。このように，含み損をかかえた土地を再評価することによって「含み益」をかかえた土地に変身させ，その後に売却して「売却益」を計上し，その結果として当期純利益を押し上げることもできるのである。究極の裏技といえるが，こうしたことを意図して低めに再評価をした企業がどれだけあるかは不明である。

6　おわりに

土地再評価という会計方法が商法の特別法という特異な会計ルールとして成立した。この立法化においては大原一三議員がキー・パーソンとして活躍した。しかし，大原が描いたシナリオどおりに土地再評価法が制定されたわけではない。貸し渋りの是正という意味づけから出発しながらも，当初の土地再評価法においても事業会社を含めることになったため意味づけが多少とも変質した。改正土地再評価法にいたっては意味づけさえも曖昧になったのである。

土地再評価という会計ルールを選択肢として与えられた企業にとっては，各企業のその時々の状況において再評価をどのように意味づけるかが問題であった。上場企業の2割が再評価を実施したとされるが，これが多い数字か少ない数字かは即断できない。その2割の企業は土地再評価がその企業の当時の状況にとって意味があるとして実施したはずである。貸し渋りの是正としてルール設定者側が意味づけた当初の土地再評価法に対して，金融機関は自己資本比率8％の確保のための1つの手段として意味づけることによって土地再評価を実施したと思われる。また，自社株消却とのドッキングによる株価対策として意味づけられた改正土地再評価法に対しては，企業の側でそのように意味づけしたとは思われない。そして，減損会計の導入が近づくにつれて，土地再評価に対して減損会計対策という新たな意味づけを行った企業が続出した。こうしたことが土地再評価法成立の立役者である大原が画いたシナリオにあったとはまったく思えない。ルール設定者の意味づけどおりにルール利用者が意味づけるとは限らないのである。ともかく，状況に応じた意味づけをすることによって，企業は土地再評価を実施した，あるいは実施しなかったといえるのである。

会計方法の選択は，それが社会的な行為であるかぎり，意味づけがあって行われるものである。本稿は，そうした意味づけが，会計基準に関する知識も含めた，社会的コンテクストである状況に依存していることを土地再評価を例にして取り上げた。企業は特定の会計方法を選択する際に，その方法に固有の意味（デノテーション）に導かれるというよりは，その時々の社会的コンテクストに応じて企業が与えた意味づけ（コノテーション）に導かれる。この意味づけをあらかじめ確定することは難しいこともあり，したがって会計方法の選択も一義的に決定されるわけではない。企業によって異なる会計方法が選択されることもこうした意味づけの違いによることも多いと思われるのである。

注

（1）　妹尾堅一郎「『意味づけ』から始めるマネジメント革命」アーク都市塾講義レポート集（http://www.academyhills.com）から。なお，経営における意味づけについてはワイク（Weick, 1995）が詳しく説明している。

（2）　永野（1999）は，こうした概念を使って有価証券の評価基準の意味を分析している。

Hosei University Repository

（3） これについては永野（1997）が紹介している。

（4） 1950年代の資産再評価に関しては，日経ビジネス編集部（1974），竹中（1974），財部（1993）が解説している。

（5） この間の事情については長島（1998）が簡単に解説している。

（6） 本稿とは異なるアプローチによる研究であるが，辻川（2001）は土地再評価法の成立を会計基準の政策過程分析の事例として取り上げ，土地再評価が議題として設定される過程，法律として政治的に設定される過程，法律の政策評価の過程という，3つの過程に分けて分析している。

文献

青木茂男（1998）「会計情報利用者から見た『土地の再評価に関する法律』」『企業会計』第50巻第6号（6月）。

石川雅之（2000）「政策的配慮による行政の会計への関与」『会計』第158巻第4号（10月）。

市井三郎（1963）『哲学的分析』岩波書店。

大原一三（1998a）「再評価導入は本当は強制にしたかった」『エコノミスト』第76巻第19号（4月28日）。

大原一三（1998b）「土地再評価法の成立について」『税経通信』Vol.53 No.6（5月）。

シュワルツ，ピーター（2000），球本一雄・池田啓宏訳『シナリオ・プランニングの手法』東洋経済新報社。

醍醐聰（2001）「再評価」，神戸大学会計学研究室編『会計学辞典』同文舘。

財部誠一（1993）『資産再評価』講談社。

竹中正明（1974）『資産再評価　その仕組みと対策』東洋経済新報社。

田中茂範・深谷昌弘（1998）『〈意味づけ論〉の展開』紀伊國屋書店。

辻川尚起（2001）「会計規制の政策過程分析 —— 1998年土地再評価法を事例として ——」『会計』第159巻第3号（3月）。

長島恒雄（1998）『図解でわかる資産再評価』ぱる出版。

永野則雄（1997）「ホップウッドの会計変化論」『経営志林』第33巻第4号。

永野則雄（1999）「会計コノテーションの記号論」『経営志林』第35巻第4号。

日経ビジネス編集部（1974）『資産再評価のすべて』日本経済新聞社。

深谷昌弘・田中茂範（1996）『コトバの〈意味づけ論〉』紀伊國屋書店。

Burchell, S., C. Clubb and A.G. Hopwood (1985), Accounting in its Social Context: Towards a History of Value Added Accounting in the United Kingdom, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.10, No.4.

Weick, Karl E., *Sensemaking in Organizations*, Sage Publications, Inc., 1995.（邦訳；カール・E・ワイク著，遠田雄志・西本直人訳『センスメーキング　イン　オーガニゼーションズ』文眞堂，2001年。）